

質疑回答書

令和元年12月19日

契約番号 2019001407

件名 地域包括支援センターシステム機器賃貸借

質 疑	回 答
<p>1 機器納入業者は、令和2年1月31日までに物件を納入しますが、リース開始（令和2年4月1日）と物件のリース会社への所有権移転は同日となります。リース開始日までは、物件の所有権が無いため、機器の不具合、事故等に関して本件落札業者は責任を負わない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>1 リース開始までの機器の故障・不具合等は機器納入業者が責任を負担します。</p>
<p>2 仕様書⑦支払方法で規定する、落札者から納入業者に対する仕様書②記載の物件価格支払いに関して、支払日は物件の所有権移転後（令和2年4月1日以降）という条件でよいでしょうか。</p>	<p>2 1月31日までに納入しますので、請求のあった日から30日以内に納入業者へ支払ってください。</p>

※この回答に対する質問は受付できません。